

議案第48号

入間市介護保険条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和元年6月4日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所得の少ない第1号被保険者の保険料を軽減するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 入間市介護保険条例の一部を改正する条例

入間市介護保険条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「2,964円」を「7,410円」に改め、同条第3項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の二項を加える。

- 3 第1項第2号に該当する第1号被保険者についての同項の各年度における保険料の軽減額は、7,410円とする。
- 4 第1項第3号に該当する第1号被保険者についての同項の各年度における保険料の軽減額は、1,482円とする。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。